

鈴鹿市消防本部訓令第 8 号

消 防 本 部
消 防 署

鈴鹿市消防本部警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 2 7 日

鈴鹿市消防長 西 澤 俊 一 郎

鈴鹿市消防本部警防規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市消防本部警防規程（令和 7 年鈴鹿市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規程を同表の改正後欄に掲げる規程に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（警防責任） 第 3 条 略 2 ・ 3 略 4 消防署長（以下「署長」という。）及び<u>統括指揮課長</u>は、所属職員を指揮監督し、警防体制の確立を図るとともに管轄区域の警防活動の円滑な実施に万全を期するものとする。 （警防隊の管理） 第12条 署長及び<u>統括指揮課長</u>は、管轄区域の警防隊を掌握し、災害に備えて人員の確保、出動準備、消防用機械器具の確保等必要な措置を行い、警防活動体制を維持するものとする。 （警防隊の出動） 第16条 情報指令課長は、災害通報を受信した	（警防責任） 第 3 条 略 2 ・ 3 略 4 消防署長（以下「署長」という。）及び<u>統括指揮監</u>は、所属職員を指揮監督し、警防体制の確立を図るとともに管轄区域の警防活動の円滑な実施に万全を期するものとする。 （警防隊の管理） 第12条 署長及び<u>統括指揮監</u>は、管轄区域の警防隊を掌握し、災害に備えて人員の確保、出動準備、消防用機械器具の確保等必要な措置を行い、警防活動体制を維持するものとする。 （警防隊の出動） 第16条 情報指令課長は、<u>鈴鹿市消防通信の管</u>

ときは、警防隊に出動指令を行わなければならない。

2 略

3 警防隊の出動単位、出動種別、出動規模、活動報告については、消防長が別に定める。

(消防団等への連絡)

第17条 情報指令課長は、火災の発生を覚知したときは、鈴鹿市消防団長等に連絡するものとする。

別表（第7条関係）

班名	班長◎ 副班長 ○	任務
統制班	略	略
	○情報指令課長	1～4 略 <u>5～7</u> 略
	活動班 ○ <u>統括指揮課長</u>	略

理及び運用に関する規程（平成27年鈴鹿市消防本部訓令第1号）第10条第1項に規定する災害通報を受信したときは、同項の規定により警防隊に出動指令を行わなければならない。

2 略

3 警防隊の出動単位、出動種別、出動規模については、消防長が別に定める。

(消防団等への連絡)

第17条 情報指令課長は、火災の発生を覚知したときは、鈴鹿市消防通信の管理及び運用に関する規程（平成27年鈴鹿市消防本部訓令第1号）第11条第2項の規定に基づき鈴鹿市消防団長等に連絡するものとする。

別表（第7条関係）

班名	班長◎ 副班長 ○	任務
統制班	略	略
	○情報指令課長	1～4 略 <u>5 高所監視カメラによる情報の収集に関すること。</u> <u>6～8</u> 略
	活動班 ○ <u>中央消防署統</u>	略

	略			<u>指</u>	
				<u>揮</u>	
				略	

附 則

この規則は、令和 7 年 1 1 月 5 日から施行する。